

◎農林水産省設置法の一部を改正する

法律

(平成二十三年六月一五日法律第六五号)

一、提案理由(平成二十三年五月二十四日・衆議院農林水産委員会)

○鹿野国務大臣 農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農業の多面にわたる機能の發揮等を図ることを任務といたしております。このため、意欲ある農業者が安心して事業を継続できる環境を整備し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るための施策や、食の安全、安心を求める消費者ニーズに対応し、農林水産業の発展に不可欠な消費者からの信頼を得るための施策を推進しております。これらの施策を国が責任を持つて的確に遂行できる体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げ

農林水産省設置法の一部を改正する法律

ます。

第一に、現在、小規模で分散している現場の拠点を集約化することにより、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとしております。

第二に、国が担うべき農業経営の改善及び安定に関する業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌規定を見直すこととしております。

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二十三年五月三一日)

○山田正彦君 ただいま議題となりました両案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産省の

農林水産省設置法の一部を改正する法律

一一一六

所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するた

め、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するととも

に、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域セ

ンターを設置する等の措置を講じようとするものであります。

（略）

両案件は、五月二十三日本委員会に付託され、翌二十四日鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日及び本日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決し、承認を求める件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

なお、法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二三年五月三一日）

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けています。一日も早い復興のため全力を傾注するのも、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっています。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農林水産省本省組織の再編に当たっては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が発揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にして利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を發揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告（平成二三年六月八日）

○主濱了君 ただいま議題となりました両案件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、国が担

うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであります。

(略)

委員会におきましては、両案件を一括して議題とし、地方拠点を集約し地域センターを設置する理由及び期待される役割、地方における行政サービスの維持・向上策、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、農林水産技術会議の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より両案件に反対である旨の意見が述べられました。 討論を終局し、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を行いました。

農林水産省設置法の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年六月七日)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 農林水産省本省組織の再編に当たつては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が發揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にして、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を發揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及び

農林水産省設置法の一部を改正する法律

その支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。